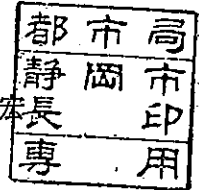


公 告

「静岡市駐車場条例施行規則」の改正について、静岡市行政手続条例（平成 15 年静岡市条例第 8 号）第 37 条の規定による意見公募手続は、同条例第 37 条第 4 項第 7 号に該当し実施しなかった。これにより公表する同条例第 41 条第 5 項に規定された内容は、次のとおりである。

平成 24 年 3 月 28 日

静岡市長 田 辺 信 夫



1 規則等の題名

静岡市駐車場条例施行規則の一部改正

2 規則等の趣旨

静岡市駐車場条例（平成 15 年静岡市条例第 237 号）の施行に関し必要な事項を定めるもの。

3 意見公募手続を実施しなかった理由

静岡市行政手続第 37 条第 4 項第 7 号に該当

理由：静岡市駐車場条例の改正に伴い、所要の規則の整理を行うものであるため。